

倉吉市上下水道局告示第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置工事業の廃止する旨の届出があったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和2年12月17日

倉吉市長 石田 耕太郎

1 給水装置工事業の廃止する倉吉市水道事業指定給水装置工事業者

指定番号 第154号

所在地 鳥取県倉吉市清谷町1丁目247番地

名称 成設備

代表者 松井 明史

2 廃止した日

令和2年12月17日